



引っ越ししたら 住民票を移しましょう!

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続をする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続をしましょう。

転出・転入の手続は簡単です!

引っ越し前の
市区町村

●転出前

転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

引っ越し後の
市区町村

●転入した日から
14日以内

転出証明書を添えて、
転入届を提出

転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や
「マイナンバーカード(個人番号カード)」の記載事項の変更が必要ですので、
これらのカードをお持ちください!

※マイナンバーカードをお持ちの方は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を行うことで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続ができます。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。



引っ越したら、どこで投票できるの？

- A 新住所地に引っ越してから3ヶ月経過していれば、新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります！**

※引っ越しをした場合、転入の日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。



引っ越して3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

- A 引っ越し前の住所（旧住所地）に3ヶ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！**

※都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は当該都道府県又は市区町村の選挙の投票はできません。



旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

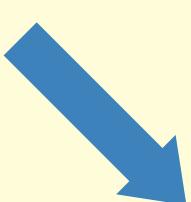
- A 不在者投票制度を活用できます！**

不在者投票の手続き

選挙人

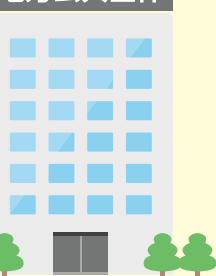


①投票用紙など
必要書類の請求



旧住所地の
選挙管理委員会

地方公共団体



②投票用紙など
必要書類の交付



新住所地の
選挙管理委員会



③必要書類を
持参して投票



④選管が
投票用紙を送付

具体的な
手続きは、
こちら



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、
滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。